

第 11 回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和 3 年 6 月 7 日（月） 13:30～15:45

2. 開催場所（方法）：web 会議による審議

3. 出席者：

（委員会委員）青山委員、中村委員、渡部委員、神代委員、瀧原委員

（対応者）財務部 和泉部長、財務部 契約課 新保課長

高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 尾野事務統括

関西光科学研究所 管理部 経理・契約課 大久保課長

那珂核融合研究所 管理部 契約課 丸山課長

六ヶ所核融合研究所 管理部 鈴木部長 他

（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 鈴木室長

議題：

1. 令和 2 年度における事後点検について

(1)令和 2 年度下半期における随意契約の状況について

(2)令和 2 年度下半期における一者応札・応募の状況について

(3)令和 2 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

(4)令和 2 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

2. 令和 3 年度調達等合理化計画の点検について

3. その他

配布資料：

資料 1 第 10 回契約監視委員会－議事概要－

資料 2 令和 2 年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ

参考資料 資料 2「令和 2 年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ」の補足説明

資料 3 令和 2 年度下半期契約（競争性のない随意契約）の状況

参考資料 令和 2 年度下半期における随意契約に係る規程類（抜粋）

資料 4 令和 2 年度下半期契約（一者応札・応募）の状況

資料 5 令和 2 年度下半期のサンプリング事後点検について

資料 5-1 令和 2 年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

資料 5-2 令和 2 年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料 6 令和 2 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】（案）

資料 7 令和 3 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画（案）

参考資料：

- 1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
- 2 独立行政法人の随意契約に係る事務について
- 3 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
- 4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
- 5 独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
- 6 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
- 7 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
- 8 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
- 9 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
- 10 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
- 11 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の指定及び事務の範囲を定める細則
- 12 令和 2 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
- 13 量子科学技術研究開発機構 契約監視委員会委員名簿
- 14 随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 令和 2 年度における事後点検について
 - (1) 令和 2 年度下半期における随意契約の状況について
本部契約課長から資料 2、資料 3 及び資料 3 参考資料に基づき、令和 2 年度下半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。
(主な議論)
 - ・委員から、那珂核融合研究所の補助金の随意契約案件について、今年度から契約審査委員会（機構における指名競争入札や随意契約に係る契約方式の採用の適否や、指名又は選定しようとする相手方に関する事項等について審査をする委員会）から承認を得たものについて従来の一般競争契約から随意契約へ移行できる旨の国からの指示に基づき契約した案件は、会計規程等で定めている随意契約理由に合致しているのか質問があり、本部契約課長からすべて契約審査委員会から了承されたものであり、随意契約理由に合致している旨の回答があった。
 - ・委員から、那珂核融合研究所の補助金の随意契約案件について、令和元年度まではすべて一般競争契約にしていたのか質問があり、本部契約課長から昨年度までは補助金の交付要領に従いすべて一般競争契約を行ってきたものの、他の研究所等では随意契約を認められているものが那珂核融合研究所だけ適用されていないこと等から随意契約に移行した旨の回答があった。また、委員から今年度はその

ような理由から随意契約が増加したように見えるものの、次年度以降は今年度と同様な比率になってくると理解してよろしいか質問があり、本部契約課長から、このような形で推移していくと思われる旨の回答があった。

(2) 令和 2 年度下半期における一者応札・応募の状況について

本部契約課長から資料 2 及び資料 4 に基づき、令和 2 年度下半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、放射線医学総合研究所の一者応札・応募について、前年度比の 35 件増がすべて量子生命領域の契約が起因しているか理解していいのか、又は個々の契約の事情により結果的に増加したと考えていいのか質問があり、本部契約課長から、席上の参考資料（量子生命領域の補助金関係の一者応札・応募リスト）を用いて、令和 2 年度下半期に新たに増加したものとして量子生命領域の契約が影響している旨の回答があった。また、委員より、量子生命領域の契約案件は、一般競争はするものの、複数者が応札できるような内容ではないのか質問があり、本部契約課長から、特殊品が多く、業者には声掛けをしたものの一者応札となったものが多く、複数応札は難しい旨の回答があった。さらにこれらの一者応札・応募案件は、次年度以降も続くのか質問があり、点検・整備関係の契約は除き、ほとんどのものが購入品のため、令和 2 年度の契約だけで終わるとされる旨の回答があった。
- ・委員から、放射線医学総合研究所の一者応札・応募案件について、量子生命領域の件数増加率は、競争性のある契約件数も同時に増加しているため、必ずしも増加率に繋がらないのではないかと意見があった。また、高崎量子応用研究所及び関西光科学研究所は一者応札・応募の前年度比が、件数も金額も減少している理由（取組）について質問があり、本部契約課長から、令和 2 年度の高崎量子応用研究所及び関西光科学研究所の契約案件が、特殊なものが少なく、一般的なものが多かったことが起因していると思われる旨の回答があった。

(3) 令和 2 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から、資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、今回の委員による契約案件のサンプリング抽出結果について説明があった。その後、各研究所の契約担当課から抽出された契約案件ごとの説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ① 競争性のない随意契約事後点検「草置き場埋戻し及び伐採屑処分作業：一式」

(那珂核融合研究所)

- ・委員から、緊急時の随意契約手続き期間について、火災発生時から契約までの期間に関する質問があり、那珂核融合研究所から、火災発生は令和2年10月30日、その後本部契約課と緊急時の随意契約について協議した後、契約は火災発生から約半月後の令和2年11月16日に締結した旨の回答があった。また、委員から契約金額について、サンプリング抽出用のリストに計上されていた契約金額、本日の委員会資料に計上された契約金額、また精算後の契約金額に相違があるため、最初のサンプリング抽出用リストに計上されていた契約金額の根拠について質問があり、那珂核融合研究所から、当該金額は、火災が発生した直後の大まかな処分量を見込んで算出した額であり、当初契約は1円で締結した旨、またその後、伐採屑の搬出・処分量が把握できた段階において変更契約を締結した旨の回答があった。
- ・委員から、本契約の見積額について、契約資料に添付されている11月16日付けの金額が空欄の見積書、翌年2月26日付けの見積書、2月25日付けの見積金額が若干多い見積書の3つの見積書の関係について質問があり、那珂核融合研究所から、最初の見積書は令和2年11月16日付け、1円で契約した際の処分量が未確定であったため金額が空欄の見積書である旨、また令和3年2月26日付けの見積書は契約変更した際の確定の見積書である旨、さらに令和3年2月25日付けの見積書は契約変更の際、契約業者から徴取した参考見積書である旨の回答があった。
- ・委員から、火災原因について、火災の原因となった草は、何故草置き場に積まれていたのか質問があり、那珂核融合研究所から、平成19年ごろから那珂核融合研究所構内で除草された草等は草置き場で処分されている旨、また今回の火災は草置き場に溜まったものが蓄熱等により自然発火し、火災に至ったと判断されている旨の補足説明があった。また、委員から本来は処分すべきであったものを放置したため火災が発生したのか質問があり、那珂核融合研究所から、東日本大震災の被災地で発生した蓄熱火災に類似の事例もあり、今回の原因は蓄熱火災と判断されているが、当初は蓄熱火災を想定できていなかった旨、回答があった。さらに、委員から本件に係る今後の再発防止策について質問があり、那珂核融合研究所から、本事案後、伐採したものは1か月以内を目途に所外に搬出・処分することにした旨の回答があった。
- ・委員から、変更契約理由書には、搬出量が大きく違う場所に搬出することになったため、市町村への中止手続きに時間を要して結局、搬出作業が可能となったのは令和3年1月22日となった旨の記載があり、これは結果的に10月30日の火災が発生後2か月弱の間、何も対応できなかったようにも読みとられ、また、これだけの期間があれば一般競争に付すことも可能だったものなのか、又は、契約締結後の作業の過程で搬出量が想定していた量よりも多く、別の場所へ移

す必要があったということで競争に付すことはできなかったものなのか質問があり、那珂核融合研究所から構内草置き場から道路までの拡張作業、消防対策等、契約直後から継続的に行う作業があり、早く契約する必要がある、実際に契約締結直後から作業は開始していた旨の回答があった。

- ・委員から、契約方法について、契約金額を最終的に精算しているところ、本契約書に精算する旨、記載されているかどうかの質問があり、那珂核融合研究所から、支払に関する特約条項に証拠書類に基づき精算する旨、記載しているとの回答があった。

② 一者応札・応募事後点検「TBM セットの設計及び製作性検証作業」(本部及び放射線医学総合研究所)

- ・委員から、一者応札理由について、応札可能と思われたもう 1 者に応札しない理由を聞き取れたのではなく、契約担当者の推測としての理由と理解して良いか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所からそのとおりであり、契約担当者から今後の参考として応札しなかった理由は聞いたものの、業者から回答は得られず、担当者の推測である旨の回答があった。また、本部及び放射線医学総合研究所から本件を含め、六ヶ所研関係の 4 件の官報公告を行い、本件に応札しなかった者は他 3 件には応札した旨の補足説明があった。
- ・委員から、契約資料の時系列について、予定価格調書の作成前に入札書を受領している理由について質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から本契約の入札スケジュールとして技術審査を伴う案件のため、入札書、技術審査資料、参考見積書を応札業者から受領するとともに、技術審査に合格していることを確認後、予定価格を作成しているため、指摘の流れになっている旨の回答があった。また、委員から、当該入札書は開札まで開封していないか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から開札日まで開封していない旨の回答があった。さらに、委員から落札率 100%と推測される理由について質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、参考見積書、要求部の予算等が関係して、結果的に 100%となったと推測される旨の回答があった。
- ・委員から、本契約に係る業者への声掛けの内容について質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、本部契約課及び要求部署から応札可能と思われる業者に、入札案件の仕様内容について声掛けをしている旨の回答があった。
- ・委員から、声掛けする業者について、これまでの実績がある業者、又は新しい業者を調査することもあるのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、本件のような役務契約は契約担当レベルでは対応可能な業者を判断できないため、要求部署と連絡を密にし、声掛けをしている旨の回答があった。
- ・委員から、一般競争入札をする際の公平・公正性の意識について質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、本件の場合、公告期間として 50 日間設け

ている旨の回答があった。

③ 一者応札・応募事後点検「恒温振とう培養機の購入」（高崎量子応用研究所）

・委員から、タイテック株式会社の恒温振とう培養機は全国で取扱可能と思われるが、本件はなぜ一者応札かの質問があり、高崎量子応用研究所から、本件では納入物の仕様・性能を定めタイテック社の培養機及びツメクランプともに型番を指定しつつ同等の仕様・性能を有する相当品をもって納入可とする内容で入札に付している旨、また、入札に必要な技術審査資料の提出があったのは本件契約相手先のみであったが、技術審査資料に含まれる参考見積書において、同相手先は相当品でなくタイテック社の培養機及びツメクランプの納入が可能である旨、さらに、同相手先はタイテック社から茨城県における特約店として物品納入等権限を委任されていることが分かった旨、加えて、本件納入場所、契約手続きともに東海地区（茨城県）であったため、一者応札となったものである旨の回答があった。

・委員から、サンプリング事後点検資料で「同等品を販売しているメーカーが少ないため」とある点について質問があり、高崎量子応用研究所から、本件の仕様・性能を満たす相当品は国内メーカーでは取扱いがなく、海外メーカーでは相当品はあったが、新型コロナウイルスの下で物流が不透明で、納入物に修理を要する場合の対応も長期にわたる可能性があることから、そのような記載とした旨の回答があった。

・委員から、落札率が 100%になっている点及び参考見積書の金額と落札額が異なる点について質問があり、高崎量子応用研究所から、適正に作成した予定価格に対して落札額が同であった旨、落札額には競争原理が働いて参考見積書の金額とは異なる点に違和感はない旨の回答があった。

・委員から、仕様書で「タイテック株式会社の恒温振とう培養機」と特定していないか質問があり、高崎量子応用研究所から、要求元による購入依頼及び入札公告においては「相当品可」としているが、落札者を決定し契約書を取り交わす際の仕様書においては、「相当品可」の記載は削除している旨の回答があった。

④ 一者応札・応募事後点検「実験棟空調設備他自動制御機器点検作業」（関西光科学研究所）

・委員から、一者応札・応募について、点検対象機器の製造業者が落札しているため、今後も今回の落札業者による一者応札による契約になるのか質問があり、関西光科学研究所から、仕様要件を外すことができないため、参加できる会社は関連会社等応札者は限られてしまう旨の回答があった。

・委員から、点検対象設備の納入時期について質問があり、関西光科学研究所から、機器の建屋が平成 17 年に完成しているため、その時から存在していると思

われる旨の回答があった。

- ・委員から、落札者の技術審査に 2018 年度に点検実績の記載がない理由について質問があり、関西光科学研究所から、他社が落札している旨の回答があった。また、委員から他社が落札する可能性について質問があり、関西光科学研究所から、2019 年度に仕様の見直しを行い、要件が追加され、その結果、ここ 2 年間は今回の契約業者が落札している旨の回答があった。
- ・委員から、追加された要件内容について質問があり、関西光科学研究所から落札業者の検定試験である旨の回答があった。また、委員から、追加された要件は以前から設定されていたものの、仕様書に設定したのは 2019 年度からか質問があり、関西光科学研究所から、そのとおりである旨の回答があった。さらに委員から、その要件を設定しないといけない理由について質問があり、関西光科学研究所から、要件を設定して作業した方が細部にわたる点検が可能になるため設定した旨の回答があった。
- ・委員から、他社が点検を実施していたときの契約金額について質問があり、関西光科学研究所から、100 万円台である旨の回答があった。また、委員から、要件を設定した背景について、不具合等があったのか質問があり、関西光科学研究所から、特に不具合があったということは聞いていない旨、また点検対象が精密機器のため、本来、要件を設定して実施するほうが適切であるという判断があったと聞いている旨の回答があった。さらに、委員から、要件の設定は、一者応札の理由を自ら付けているようにも思えるため、要件を設定する理由をもう少し分かり易く説明すべきとの意見があった。
- ・委員から、一者応札理由が要件の設定であるのならば、その要件が本業務にとって必要な資格なのか検討すべきとの意見があった。また、委員から、要件が設定された後も競争性が保てることをよく検討すべきとの意見があった。
- ・本部契約課から、関西光科学研究所の設備について、関西光科学研究所の設備は平成 29 年度に補正予算があり、平成 30 年度に空調機の抜本的な更新が行われていると思う旨、その辺の実態を加味しながら回答をお願いしたい旨の意見があり、関西光科学研究所から、平成 30 年度の空調の更新と今回の空調機の点検は関連していない旨の回答があった。
- ・委員から、落札業者の資格試験合格の難易度について質問があり、関西光科学研究所から、落札業者とその関連会社が受験可能と聞いている旨の回答があった。また委員から、この入札に応札可能な者は、落札業者とその関係会社か質問があり、関西光科学研究所からそのとおりである旨の回答があった。
- ・委員から、この業務が継続的に行われるのであれば、引き続きこの条件について検討されたい旨の意見があり、関西光科学研究所から、契約方法も視野に入れて考える必要がある旨の回答があった。それに対し、委員から、仕様条件に要件の設定が必要かも含めて検討されたい旨の意見があり、関西光科学研究所から、

改めて要件が必要かも含めて検討する旨の回答があった。

- ・委員から、数年前は他社が点検を行っており、その時、何か問題があったのか等調査されたい旨の意見があった。

⑤ 一者応札・応募事後点検「NBI 装置付帯機器の整備：一式」（那珂核融合研究所）

- ・委員から、本契約に係る声掛けについて質問があり、那珂核融合研究所から本契約の仕様を検討するに当たり、要求部署から下見積書を徴取したがその際 2 者から徴取し、最終的には一者しか応札してこなかった旨の回答があった。
- ・委員から、本契約と落札業者が那珂核融合研究所と地理的に近いことも重要な要素か質問があり、那珂核融合研究所から、本契約が長期間にわたる作業となるため有利であるという面もあると思われる旨の回答があった。また、委員から、下見積書を徴取したもう一者も地理的にも近い者であったか質問があり、那珂核融合研究所から、地理的に近い業者であった旨の回答があった。
- ・委員から、落札業者の契約実績は、本件と関連するような契約なのか質問があり、那珂核融合研究所から、直接関係するということではなく、類似の契約に関する実績である旨の回答があった。
- ・委員から、仕様書は入札公告の段階で開示しているのか質問があり、那珂核融合研究所から、入札の段階で開示している旨の回答があった。また、委員から、入札段階での開示は情報管理の観点から機密性等問題がないのか質問があり、那珂核融合研究所から、契約するために必要なものなので問題ない旨の回答があった。
- ・委員から、落札率が 100%に近い理由について質問があり、那珂核融合研究所から参考見積書、過去の納入実績等の背景がある旨の回答があった。また、委員から、過去の納入実績について、同様の業務について、同じ業者からの過去の入札案件を参考にしているということか質問があり、那珂核融合研究所から、そのとおりである旨の回答があった。

⑥ 一者応札・応募事後点検「原型炉超伝導コイル構造材極低温試験用液体ヘリウムの購入」（六ヶ所核融合研究所）

- ・委員から、一者応札理由について、購入品は一般的なものであるものの、そもそも品薄の状況で、かつ、コロナ禍で納入期限までに納品できるのが落札業者しかなかったという理解で良いか質問があり、六ヶ所核融合研究所から、ご指摘のとおりである旨、また、落札業者から聞き取りをしたところ、社内的にも慎重論があり、納期までに納めることにはリスクがあったものの、落札業者は旧 JAEA 時代からの取引がある者であり、リスク覚悟で応札した旨の補足説明があった。また、委員から、コロナ禍等特殊事情がなければ、複数応札案件で

あったのか確認があり、六ヶ所核融合研究所から、今回の場合も概算見積もりの段階では、青森県の会社から見積書を提出していただいたものの、ヘリウム不足等の影響で、結局は応札してもらえなかった旨の回答があった。さらに、委員から、落札業者の聞き取りからも、本件は不調になる可能性もあったのではないかとの意見に対し、六ヶ所核融合研究所から、そのような可能性はゼロではなかった旨の回答があった。

⑦ 全体について

- ・委員から、一者応札・応募の理由について、推測による一者応札応募理由が含まれていることから、当該推測理由を記載している者についての質問があり、本部契約課長から、契約担当者が聞き取りによる調査等の範囲で記載している旨の回答があった。またそれに対して委員から、今後、改善可能な範囲で、推測による理由でないものにしてもらいたい旨の意見があった。それに対し、別の委員から、一者応札・応募理由を問い合わせた結果、回答がなかった案件も今回あり、またそれについては日常の契約業務を行う中で推測されたものであり、的が外れたものではないものの、可能な限り推測で終わらないように一者応札理由を把握してもらいたい旨、また、日常の契約業務の中でも複数応札になるような努力を継続的に行ってもらいたい旨の意見があった。さらに別の委員から、一者応札・応募案件について、応札しなかった業者に対しては聞き取りできる機会があれば継続的に理由を聞くこと、仕様の内容が業務に比べて過度に排他的ではないか、公告期間が短くないか、契約期間が適切かどうか等今後も多方面から検討してもらいたい旨の意見があった。

(4) 令和 2 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

本部契約課長から、資料 6 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する令和 2 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

2. 令和 3 年度調達等合理化計画の点検について

本部契約課長から、資料 7 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する令和 3 年度調達等合理計画（案）について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、令和 2 年度の調達等合理化計画と比較して、変更点、強調したい点について質問があり、本部契約課長から、一者応札・応募案件が 2 年連続増加しているため、今年度の合理化計画には「2. 重点的に取り組む分野：一者応札・応募の競争契約に占める割合の削減」に削減のための具体的な方策を追加した旨の回答があった。また、委員から追記した方策の周知（対応）方法について質問があり、本部

契約課長から、契約前に各契約担当者が追加条件を満たしていることを確認し対応していく旨の回答があった。

3. その他

委員会冒頭、新外部委員の紹介があり、青山委員長より、中村委員が委員長代理に指名され、全委員の賛同が得られ了承された。

事務局から、次回第 12 回契約監視委員会は 11 月頃に開催し、令和 3 年度上期の契約内容の事後点検を中心に行う予定である旨の説明があった。

以上